

平成20年  
4月から

# 国民健康保険が変わります(1)

国民皆保険を維持し、わたしたちが安心して医療を受けるため、医療保険制度の見直しが行われます。平成20年4月から幾つかの制度改正が行われますので、2月号と3月号で国民健康保険の変更点についてお知らせします。

問い合わせ先

保険年金課 ☎248842  
綾歌市民総合センター  
市民生活担当 ☎665510  
飯山市民総合センター  
市民生活担当 ☎997953

## ①小学校入学前の子どもの自己負担割合が2割になります

医療費を2割負担に軽減する対象年齢が「3歳未満」から「小学校入学前(6歳の誕生日以降、最初の3月31日。誕生日が4月1日の場合は、前日の3月31日)まで」に拡大されます。



などが進み、命にかかわる病気を招くこともあります。

## ③退職者医療制度の対象年齢が65歳未満になります

長年勤めた会社などを退職して国保に加入し、被用者年金(厚生年金など)を受けられる75歳未満の人とその被扶養者は退職者医療制度で医療を受けています。その対象年齢が、「75歳未満」から「65歳未満」になります。65歳になると、一般の国保で医療を受けます。



## ②40歳以上75歳未満の人を対象に、特定健診・特定保健指導が始まります!

~受診のお知らせが市役所から届きますので、指定の医療機関などで受診してください~

がんや心臓病、脳卒中といった生活習慣病は医療費の約3割を占めます。治りにくい生活習慣病の前段階となるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の早期発見・改善を目的に、40歳以上75歳未満の人を対象に、特定健診、特定保健指導が行われます。



受診結果に基づいて、健康な生活を送るための情報提供や保健指導が行われます。

《一口メモ》  
メタボリックシンドロームとは、内臓のまわりに脂肪のついた内臓脂肪型肥満に、高血圧、高血糖、脂質異常などの危険因子が二つ以上ある状態をいいます。この状態を放っておくと、動脈硬化

## ④療養病床入院時の食費・居住費負担の対象年齢が65歳以上になります

現在、70歳以上の人が療養病床に入院すると、食費と居住費を負担していますが、その対象年齢が、「70歳以上」から「65歳以上」に変わります。



### 《療養病床入院時の食費と居住費》

	食費 (1食当たり)	居住費 (1日当たり)
一般 (下記以外の人)	460円(医療機関によっては420円)	320円
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	210円	
低所得者Ⅰ	130円	

※低所得者Ⅰ、Ⅱは70歳以上の人が対象です。

住宅借入金特別控除の適用がある人(平成十一年から平成十八年までの間に入居した人に限り、平成十九年分以降の各年分において、住宅借入金等特別控除可能額と税源移譲実施前の税率を適用して算定した所得税額(住宅借入金特別控除額の適用がないものとした場合の所得税額とします)のいずれか少ない金額から当該年分の所得税額(住宅借入金等特別控除額の適用がないものとした場合の所得税額とします)を控除した残額(0を下回る場合を除き)について、翌年度分の個人住民税から、その残額に相当する金額を減額できる措置が講

加入している保険	控除額
①地震保険に加入	支払い保険料の1/2(上限25,000円)
②長期損害保険に加入	今までの計算方法と同様(上限10,000円)
③長期損害保険と地震保険の二つの保険に加入	合算して上限25,000円(長期損害保険分は上限10,000円)

※住民税と所得税の控除額は異なります。

## 四税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置

《申告が必要!一年限りです》  
平成十九年中の所得が下がり、所得税が掛からなくなってしまう場合、平成十九年度分の住民税(平成十八年一月から十二月までの所得で計算)で税負担が上がった分を、平成十九年分の所得税で調整することができなくなってしまう。このため、平成十九年度分の住民税を移譲前の住民税額まで減額する経過措置が設けられます。この経過措置は平成十九年度分(十八年分)住民税のみに適用されます。

対象者は平成十八年分の所得税が掛かり、平成十九年分の所得税が掛からない人で次の①②の両方に該当する人です。

- ①平成19年度住民税課税所得金額(申告分離課税分を除く)
- ②平成20年度住民税課税所得金額(申告分離課税分を含む)

住民税と所得税の人的控除額の差の合計額

住民税と所得税の人的控除額の差の合計額

これらの改正点は、地方税法などの改正により一部内容が変わることがあります。

申告方法は、平成二十年七月一日から三十一日までに平成十九年一月一日現在の住所地(平成十九年度住民税課税)の市町村へ減額申告書を提出してください。この経過措置は、平成十九年度分(十八年分)住民税のみに適用されます。

また、特定配当などに係る軽減税率(所得税率七%、住民税率三%)の特例の適用期限が、平成二十年三月三十一日までとされていましたが、平成二十一年三月三十一日までに延長されることになりました。

また、特定配当などに係る軽減税率(所得税率七%、住民税率三%)の特例の適用期限が、平成十九年十二月三十一日までとされていましたが、平成二十年十二月三十一日までに延長されました。

## 住民税の住宅ローン控除申告をお忘れなく!

対象となるのは、平成十八年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、申告期限は平成二十年三月十七日(月)までです。

給与所得者で確定申告をしない人は、住宅ローン控除申告書に源泉徴収票を添付して市税務課へ、自営業など確定申告をする人は、住宅ローン控除申告書と確定申告書を税務署へ提出してください。控除申告書の配布場所は、市税務課、綾歌・飯山市民総合センター、本島・広島市民センターです。

なお、市ホームページに住宅ローン控除の様式を掲載していますのでご利用ください。

また、二十年以降、住民税の住宅ローン控除を受けるには、毎年申告が必要となるので忘れずに申告してください。

